

（リフォームされる方）

ぎふの木で家づくり支援事業

内装材に岐阜県産材を使用した方に対して助成します！

・県内改修タイプ

Q & A

制度に関するご質問と回答・・・・・・・・・・ 1

- ・事業の説明
- ・対象とする木材について
- ・内装材の使用要件について
- ・申込から補助金交付までの手続きについて
- ・その他

参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

令和7年度版

岐阜県林政部県産材流通課

【制度に関するご質問と回答】

【事業の説明】

Q 1 りふの木で家づくり支援事業（県内改修タイプ）はどのような事業なのでしょうか？

住宅建築における県産材の利用を拡大することを目的として、県内の住宅やマンション等の改修工事で、「りふ証明材」または「りふ性能表示材またはりふ証明材かつJAS製品（以下「性能表示材等」という）」を内装材に一定量以上使用した建築主に対し、岐阜県から補助金を交付する事業です。県内へ移住定住する方への支援についても行っています。※新築住宅への助成も行っています。詳細は、別冊の新築Q&Aを参考にしてください。

Q 2 どんな人が対象になるのでしょうか？

下記の条件をすべて満たす住宅の施主が補助の対象となります。※住宅の工事完了日から起算して60日以内に交付申請を行う必要があります。詳細はQ20をご確認ください。

■県内改修タイプ

- ・県内の、自らまたは家族が居住する住宅
- ・県内に事業所（本店、支店又は営業所）を有する「りふの木で家づくり協力工務店」、又は当事業実施後に「りふの木で家づくり協力工務店」の認定を受ける施工工務店等が施工する住宅（協力工務店についてはQ29参照）
- ・前年度の2月1日から当該年度の年1月31日までに工事が完了する住宅
- ・県が実施する内装材に関する他の補助金や利子補給を受けない住宅
※岐阜県空き家総合整備事業費補助金を受ける場合、当該補助金の交付の対象となる経費からりふの木で家づくり支援事業補助金の額を減額する。
- ・定められた県産材使用要件を満たす改修工事を行った住宅

Q 3 県産材使用要件は何でしょうか？

内装材要件

「りふ証明材」または「性能表示材等」を内装材に20㎡以上使用して改修工事を行うこと。

※内装材：住宅内部の床・壁・天井に内装仕上りとして使用する部材（床板、壁板、天井板、塗り壁材等）（参考資料4）

Q 4 補助金の額はいくらでしょうか？

■県内改修タイプ（最大16万円） 《※併用あり（最大8万8千円）》

○内装材

「りふ証明材」使用面積1㎡あたり2千円（使用量(㎡)×2千円/㎡）

助成額：上限14万円～下限4万円 《※併用あり：上限7万7千円～下限2万2千円》

○内装材の性能表示材等加算（上記に加え、内装材に性能表示材等を使用した場合に加算）

「性能表示材等」の使用量(㎡)×400円/㎡（上限50㎡）

助成額：上限2万円 《※併用あり：上限1万1千円》

◆国補助金等との併用ありの場合

当該補助金とは別に国補助金等を受ける場合（併用あり）は、併用なしの場合の55%の額（上記《》内の額）が補助金額となります。（参考資料⑤ 申請書類の記載例参照）

Q5 店舗併用住宅は対象になりますか？

店舗併用住宅の場合、居住部分の内装材使用量が県産材使用要件（Q3）を満たしている場合、補助の対象となります。内装材使用量の算定方法は下記のとおりです。

○居住部分に使用した内装材使用量を納品書から算定します。納品書から算定が困難な場合は、内装材総使用量を、建物全体の内装木質化面積に占める居住部分の内装木質化面積で案分します。

【対象とする木材について】

Q6 ぎふ証明材とはどのような木材なのでしょうか？

「ぎふ証明材」とは、岐阜県が推進する「岐阜証明材推進制度」（参考資料1）により、合法性の証明された県産材をいいます。

「ぎふ証明材」を取り扱う登録事業者は、県産材流通課のホームページで確認することができます。（→ 『岐阜証明材推進制度』で検索）

Q7 ぎふ性能表示材とはどのような木材なのでしょうか？

「ぎふ性能表示材」とは、JAS制度に準じて岐阜県が定めた、乾燥度合い、強度、寸法などの測定・表示基準を満たしたぎふ証明材です。（参考資料2）

岐阜県では、安心・安全な家づくりのために、品質・性能が確かな木材製品（ぎふ性能表示材）の使用を推進しています。

Q8 JAS（日本農林規格）製品とは？

「日本農林規格等に関する法律」（JAS法）に基づく「日本農林規格（JAS（ジャス））」として、製材、集成材、合板、フローリング、CLT（直交集成板）等の規格が定められており、JAS制度では、登録認証機関から製造施設や品質管理及び製品検査の体制等が十分であると認証された者（認証事業者）が、自らの製品にJASマークを付けることができるとされています。

◎「JAS制度の概要」についてはこちら→『<http://www.jlira.jp/jas.html>』

◎「JAS認定工場名簿」についてはこちら→『<http://www.jlira.jp/data/factory.html>』

この事業で対象となるJAS製品は、製材、集成材のうち下表の製品です。

部材名	JAS製品の区分
構造材（横架材）	機械等級区分構造用製材、構造用集成材
構造材（横架材以外）	機械等級区分構造用製材、人工乾燥構造用製材、構造用集成材
内装材	人工乾燥造作用製材、造作用集成材

Q 9 県産材ですが合法性が証明されているかどうか分からない木材がありますが、対象になりますか？

県産材であっても「ぎふ証明材」（合法性の証明された県産材）又は「ぎふ性能表示材」であることを確認できる資料がなければ対象となりません。（Q6・Q7参照）

Q 10 使用する木材が「性能表示材等」であるかどうかの確認はどうすればよいでしょうか？

■「ぎふ性能表示材」は・・・

「岐阜証明材推進制度」により、県に登録した推進事業者が発行する出荷伝票や納品書等に「ぎふ性能表示材」と記載されているため、確認することができます。

※認定工場とセンター会員工場は、ぎふ性能表示材認証センターのホームページで確認することができます。

（→ 『ぎふ性能表示材』で検索 <http://www.g-ninsho.com/> ）

■「JAS製品」は・・・

製材工場の出荷証明書等により確認することになります。また、併せて「ぎふ証明材」であることを確認できる資料が必要です。

※JASの出荷証明書等に「ぎふ証明材」であることを明記していただいてもかまいません。（Q8参照）

【内装材の使用要件について】

Q 11 内装材使用面積の計算はどうすればよいでしょうか？

工務店・建築士等が作成する図面を参考に、補助の対象となる内装仕上げ材の納品量から内装材使用面積を計算してください。

■床を内装木質化したときの例

（例）床材（18mm×20cm×3.0m）を100枚使用した場合
（1枚当たりの単面積）×（枚数）＝（内装木質化面積）
（0.2×3）㎡×100枚＝60㎡

※「内装木質化した箇所が分かる図面」を併せて添付してください。（Q12参照）

■納品量と実際に内装に使用した量が異なる場合

実際に使用した数量で内装材使用面積を計算してください。

（例）天井板を60枚仕入れて、50枚のみ住宅内部使用した場合
→天井板50枚で内装材使用面積を計算

※実際使用した数量がわかるよう、納品書にメモ書き等でわかるようにしてください。

Q 1 2 「内装木質化した箇所が分かる図面」とはどのようなものなのでしょうか？

「内装木質化した箇所が分かる図面」とは、平面図や展開図等に内装木質化を行った箇所を色付けしたものです。展開図等がなければ、手書きの図面や写真に色付けしたものも認めます。
なお、寸法、面積計算式を記載してください。（参考資料3参照）

※原則、内装木質化を行ったすべての箇所を明記してください。壁板・収納（押入れ）の場合は、展開図だけでなく、平面図にも明記してください。

※内装木質化面積が上限の70㎡を超える分に関しては、壁板・収納（押入れ）の展開図を省略できます。ただし、添付した図面のみで70㎡を超えている面積計算式を記載するとともに、平面図に内装木質化を行った箇所を明記してください。

Q 1 3 「性能表示材等」使用加算を申請したいのですが、必要な書類などを教えてください。

下記の書類を追加で提出いただく必要があります。

- ・内装木質化した箇所を記す平面図等に、「性能表示材等」を使用した箇所がわかるように色分けして明示したもの。
- ・「性能表示材等」の使用が確認できる出荷伝票や納品書等の写し（Q10参照）

Q 1 4 板材の厚さに条件はあるのでしょうか？

対象とする部材の厚さは概ね10mm以上とします。また、合板等の複合材の場合は、表面に概ね3mm以上の厚さの「ぎふ証明材」が現れていれば対象とします。

Q 1 5 収納（押入れ）の内装も対象になるのでしょうか？

居住スペースと同様に床板、壁板、天井板が対象となります。

Q 1 6 窓枠、階段の部分は対象となりますか？

窓枠は対象とします。

階段は、水平部分（踏み板）及び垂直部分（蹴上板）の面積を対象とします。

（参考資料4の写真③④）

Q 1 7 造り付けの棚や家具も対象になるのでしょうか？

造り付けの棚、家具類は対象としません。

Q 1 8 塗り壁材やストランドボードは対象になるのでしょうか？

主原料に「ぎふ証明材」を使用した製品であれば対象とします。
その場合、ぎふ証明材が主原料であることがわかるカタログ・チラシ等のコピーを添付していただくことがあります。

Q 1 9 天井板と続きになっている軒裏は対象になりませんか？

住宅の内部（居住スペース）に使用した内装仕上げ材を対象としているため、軒裏は対象としません。内装以外に使用した部材が納品書に含まれている場合は除いて計算してください。

【申込から補助金交付までの手続きについて】

Q 2 0 交付申請受付期間はいつからいつまででしょうか？

「交付申請」は、住宅の工事完了日から起算して60日以内に行う必要があります。
受付期間は『当該年度の4月10日（閉庁日の場合はその直後の開庁日）～1月31日（閉庁日の場合はその直後の開庁日）まで』です。

令和7年度の「交付申請書」申請受付期間
令和7年 4月10日（木）～令和8年 2月2日（月）

※工事完了日が前年度の2月中である場合は、当年度の4月30日（閉庁日の場合はその直前の開庁日）までが提出期限となっています。

※工事完了日の定義について

- ・完了検査（建築基準法第7条第1項又は第7条の2第1項）が必要な住宅については、検査済証交付日とします。
- ・完了検査が不要な住宅については、施工工務店等が作成する工事完了日を明記する書類に記載する工事完了日とします。（例：工事完了報告書（様式第6号）、工事完了引渡証明書等）

※工事完了日から起算して60日目が開庁日（土日祝日）の場合

開庁日の『直前の開庁日』を申請受付期限とします。

（例）工事完了日：令和7年5月1日（木）→60日目：令和7年6月29日（日）
⇒申請受付期限：令和7年6月27日（金）

Q 2 1 添付資料に通帳等の写しとあるが、ネットバンキングの場合どうしたらよいのでしょうか？

ネットバンキングの場合、通帳等の写しと同様に、銀行名（支店名）、名義人名「漢字」「カタカナ」、口座番号等が分かる口座情報ページを印刷して提出してください。

Q 2 2 申請書類はどこに提出すればよいでしょうか？

住宅の改修場所によって、「交付申請書」の受付機関が異なります。
必要な申請書類は県のHP（「ぎふの木で家づくり 改修」で検索）に掲載しています。

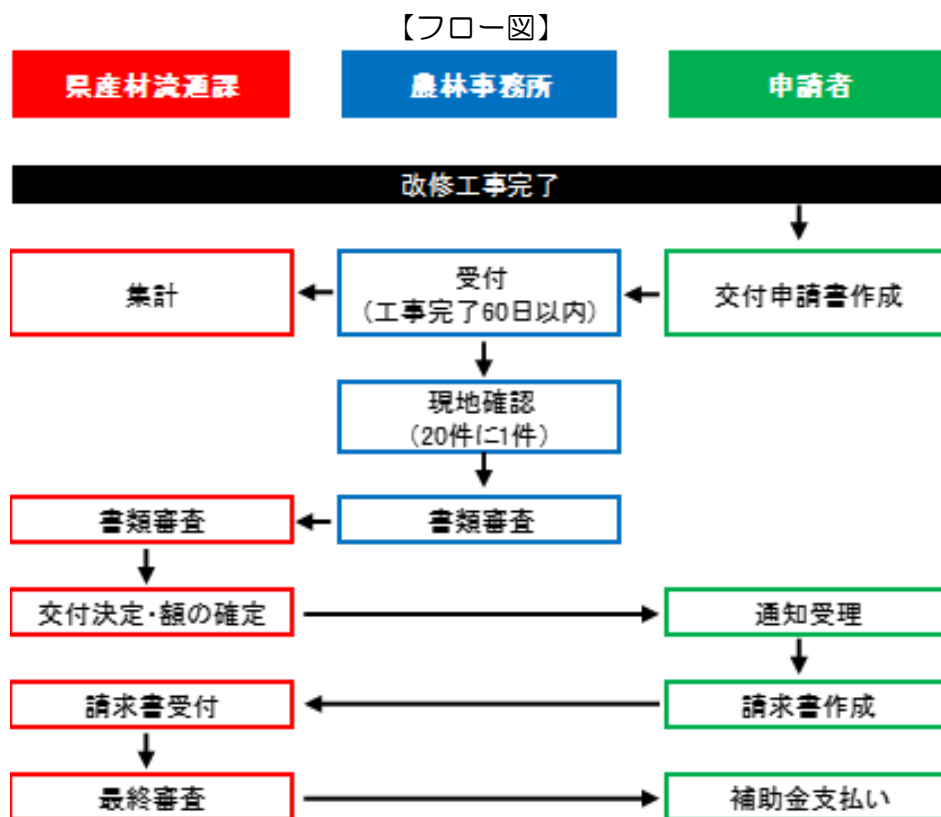
【受付機関】

建築する場所	受付機関	連 絡 先
岐阜市、羽島市、各務原市、 山県市、瑞穂市、本巣市、 北方町、岐南町、笠松町	岐阜農林事務所 林業課	〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-53 OKBふれあい会館内 TEL 058-214-7408 FAX 058-215-7034
大垣市、海津市、養老町、 垂井町、関ヶ原町、神戸町、 安八町、輪之内町	西濃農林事務所 林業課	〒503-0838 大垣市江崎町422-3 西濃総合庁舎内 TEL 0584-73-1111 FAX 0584-73-8606
揖斐川町、大野町、池田町	揖斐農林事務所 林業課	〒501-0603 揖斐川町上南方1-1 揖斐総合庁舎内 TEL 0585-23-1111 FAX 0585-22-6725
関市、美濃市	中濃農林事務所 林業課	〒501-3756 美濃市生櫛1612-2 中濃総合庁舎内 TEL 0575-33-4011 FAX 0575-33-4060
郡上市	郡上農林事務所 林業課	〒501-4292 郡上市八幡町初音1727-2 郡上総合庁舎内 TEL 0575-67-1111 FAX 0575-67-0961
美濃加茂市、可児市、 坂祝町富加町、川辺町、 七宗町、八百津町、白川町、 東白川村、御嵩町	可茂農林事務所 林業課	〒505-8508 美濃加茂市古井町下古井字大脇2610-1 可茂総合庁舎内 TEL 0574-25-3111 FAX 0574-28-5301
多治見市、瑞浪市、土岐市	東濃農林事務所 林業課	〒507-8708 多治見市上野町5丁目68-1 東濃西部総合庁舎内 TEL 0572-23-1111 FAX 0572-23-9440
中津川市、恵那市	恵那農林事務所 林業課	〒509-7203 恵那市長島町正家1067-71 恵那総合庁舎内 TEL 0573-26-1111 FAX 0573-25-1501
下呂市	下呂農林事務所 林業課	〒509-2592 下呂市萩原町羽根2605-1 下呂総合庁舎内 TEL 0576-52-3111 FAX 0576-52-1483
高山市、飛騨市、白川村	飛騨農林事務所 林業課	〒506-8688 高山市上岡本町7丁目468 飛騨総合庁舎内 TEL 0577-33-1111 FAX 0577-36-4000

Q 2 3 補助の申込みから補助金交付までのおおまかな流れを教えてください。

大まかな流れは下記のフロー図のとおりになります。

※交付申請受付から補助金の振り込みまでおおよそ4カ月程度かかります。



Q 2 4 現地確認の日程はどのように決まるのでしょうか？

補助金の「交付申請書」が提出された後、現地確認の対象となった方へは、受付機関から電話連絡し、現地確認日を決定させていただきます。

現地確認の所要時間は30分程度を予定しています。すみやかな確認に御協力願います。

(※注) 確認は土日、祝日及び12月29日～1月3日は実施しません。

Q 2 5 補助住宅としての選定はどのように行われるのでしょうか？

申込みの内容が、補助要件（内装材などの使用面積など）に適合しているものについて、次の方法により選定します。

- ①先着順とします。
- ②募集棟数又は予算の上限に達した日に複数の受付があった場合、同日に受付をしたすべての中から抽選によって補助住宅を選定します。

Q 2 6 補助金の申請に際して、提出した書類に虚偽の事項を記載、その他不正の行為をした場合、どんな処分があるのでしょうか？

補助金の交付を受けることができなくなります。また、補助金の交付を受けている場合は、施主の方から補助金の返還をしていただくことになります。

Q 2 7 補助金交付申請書の内容の訂正はどうすればいいのでしょうか？

「補助金交付申請書」の訂正については、訂正印、二重線や修正液等を使用しての修正は認められません。訂正があった場合は新しく作成しなおしてください。（参考資料5 申請書類記入例参照）

【その他】

Q 2 8 県産材を使った家づくりの相談や要望はどこにすればいいのでしょうか？

岐阜県では、県産材を活用した木造住宅に関する相談・要望に応えることのできる建築士の方を「木造住宅アドバイザー」、県産材住宅に関する相談に対応できる工務店・設計事務所の営業担当者等を「木造住宅相談員」として認定しています。

詳しくは、県産材流通課のホームページから御覧ください。
（→『岐阜県木造住宅アドバイザー』『岐阜県木造住宅相談員』で検索）

Q 2 9 ぎふの木で家づくり協力工務店 について

県産材を使った家づくりに取り組んだ実績のある工務店等を岐阜県が「ぎふの木で家づくり協力工務店」認定していますので、御相談ください。

詳しくは、県産材流通課のホームページから御覧ください。
（→『ぎふの木で家づくり協力工務店』で検索）

【参考資料 1】

岐阜証明材推進制度の概要

目 的

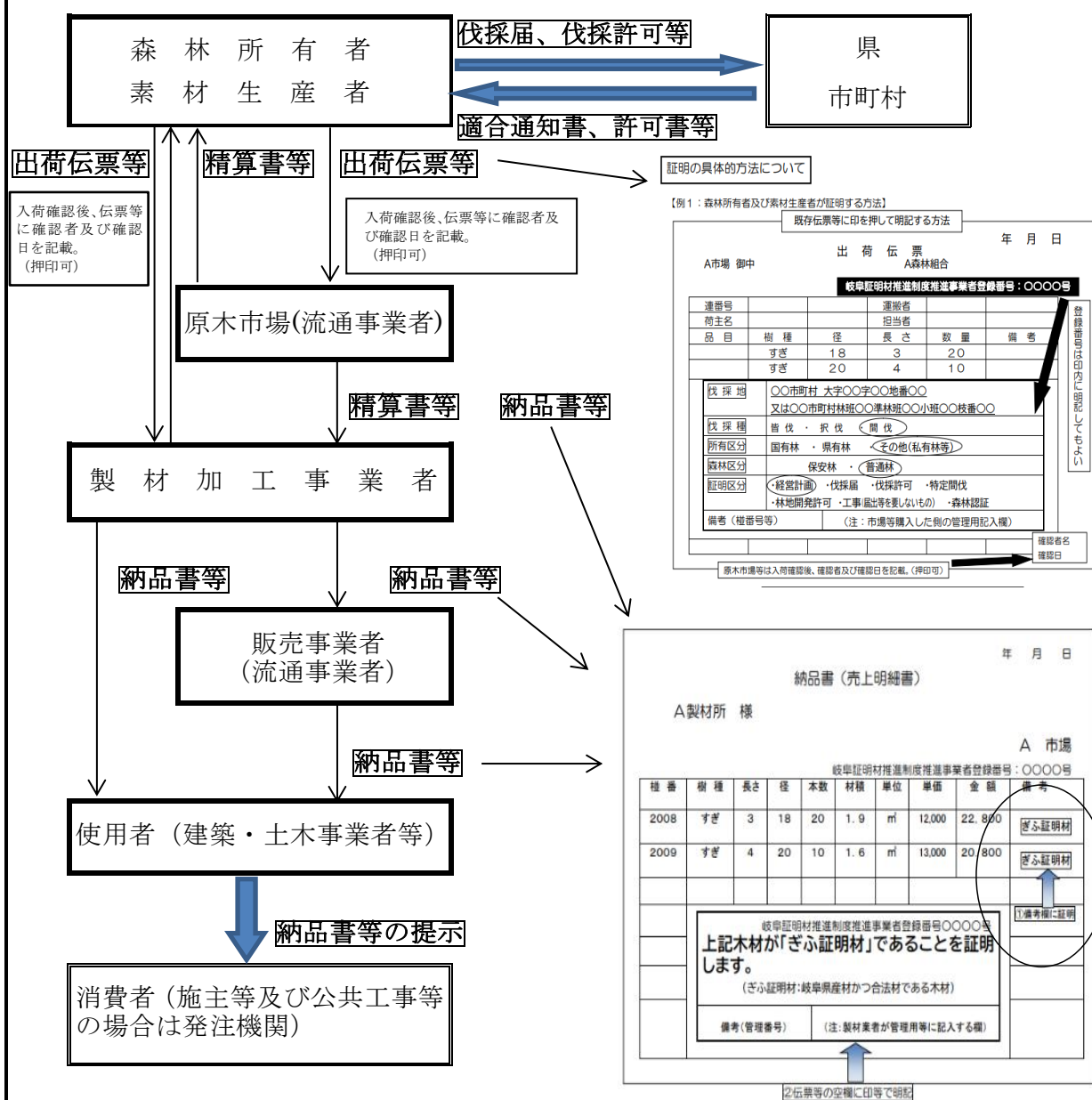
「合法性、生産流通履歴の明確化」及び「消費者が安心できる証明の付与と確認手法の担保」
 岐阜県産材の信頼性の向上による県産材の需要拡大

制度の考え方

生産者から消費者に至るまでの各段階において、販売先に対し、**岐阜県産材であり、合法材である旨（「ぎふ証明材」の明記）**を納品書等に記載し、申し送ることにより消費者が確認できる。

- ・ 県産材：岐阜県に所在する森林から生産された木材
- ・ 合法材：森林法及びその他関係の法令に照らし、適切な手続きで伐採された木材

証明の流れ



【參考資料 2】

『ぎふ性能表示材推進制度』の概要

目的

近年、阪神淡路大震災、耐震性能偽装、長期優良住宅の普及などを契機として、住宅の品質や性能に注目が集まり、木材にも乾燥や強度などの性能表示へのニーズが高まっている。

➡ 安全・安心な県産材を供給し、県産材のブランド力向上を図る。

制度の考え方

以下の3つの方法により検査を受けて出荷された木材製品を、岐阜証明材推進事業者が「ぎふ性能表示材である」旨を納品書等に記載し、申し送ることにより消費者が確認できる。

- ①認定工場が自ら検査し、等級区分して出荷
②ぎふ性能表示材認証センター等の出張検査を受けた製品を、センター会員工場が出荷
③センター会員が認証指定工場へ持ち込み、検査を受けた製品を出荷

※検査内容：含水率、強度(曲げヤング係数)^{※横架材のみ}、寸法、節の有無、曲がり等

※認定工場、認証指定工場になるには、施設面、人材面で一定の要件があります。詳しくは認証センターへお問い合わせください。

証明伝票の例

納品伝票等における証明方法1（製材工場の場合）

平成 年 月 日

納 品 書

Ｂ社 様

△社

岐阜証明材推進制度推進事業者登録番号：〇〇〇〇号
ぎふ性能表示材認証センター認定工場（又はセンター検査番号）：第〇〇〇号

樹 種	品 名	寸 法	数 量	単材積	材 積	単 価	金 額	備 考
すぎ	柱	120x120x300	10	0.04	0.4	45,000	18,000	製造管理番号〇〇〇〇 ぎふ性能表示材  ①備考欄に証明 ・必要に応じて各事業者にお ける製造管理番号を記入

岐阜証明材推進制度推進事業者登録番号：〇〇〇〇号
 ぎふ性能表示材認証センター認定工場（又はセンター検査番号）：第〇〇〇号

上記木材が「ぎふ性能表示材」であることを証明します。

備考（管理番号等） （注：購入した側が管理用等に記入する欄）

認定工場番号等を明記

- ① 証明材登録番号に加え、認定工場(認証指定工場)の自主検査等による出荷の場合、その認定工場番号。
- ② 証明材登録番号に加え、センター等の出張検査による出荷の場合、その検査番号(センターから付与された番号)

「ぎふ性能表示材」を明記

「ぎふ証明材」に換え、「ぎふ性能表示材」と記載する。

購入者等は納品伝票等により「ぎふ性能表示材」を確認できる。

②伝票等の空欄に印等で証明

【明記方法 (①又は②のいずれかの方法でよい)】

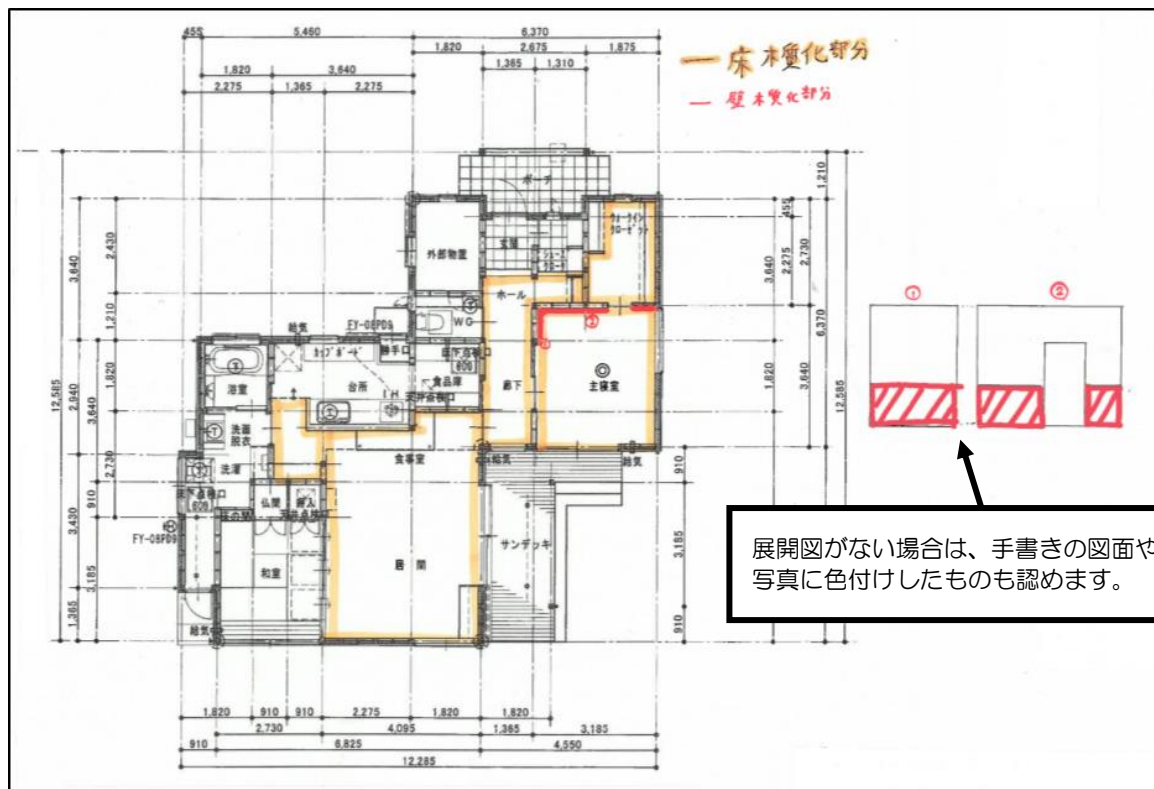
- ② 伝票等の空欄に印等で明記：伝票等の木材が全て性能表示材であれば、空欄に印等を押して明記する方法も可

【参考資料 3】

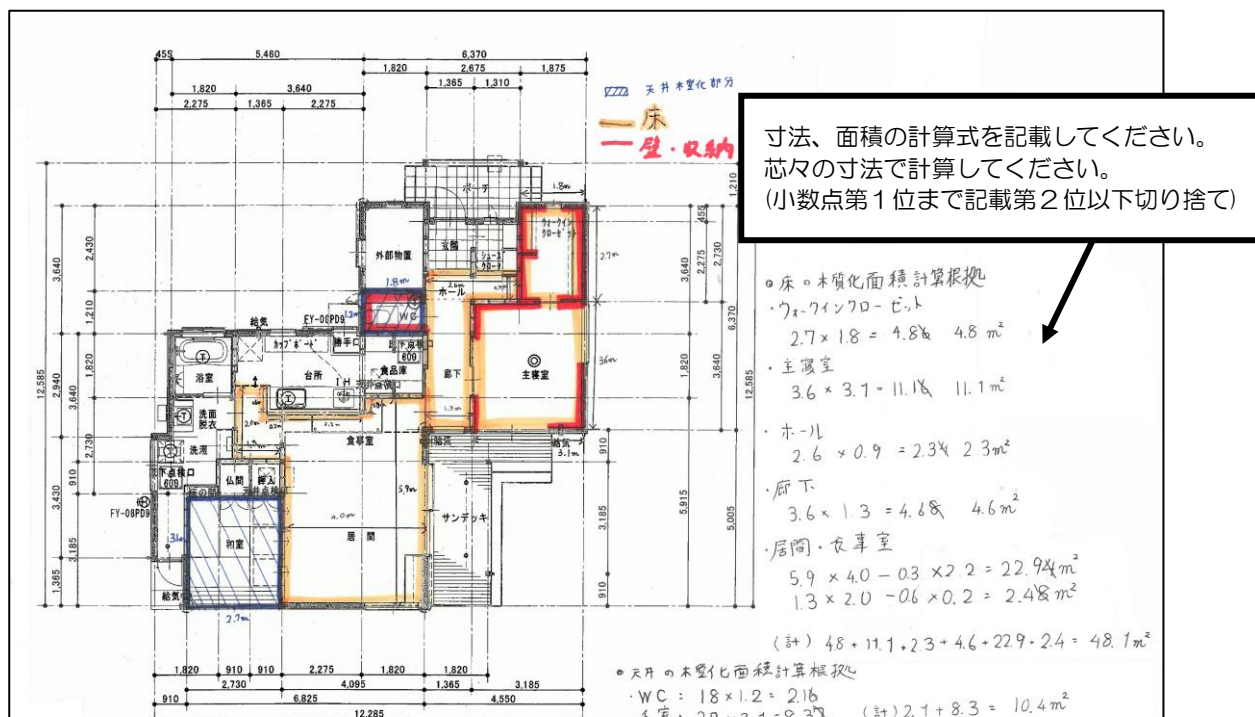
内装木質化した箇所が分かる図面

(例 1) 床・壁の木質化を行った場合 (平面図+展開図)

…床・天井の場合は平面図が、壁の場合は平面図+展開図が必要になります。



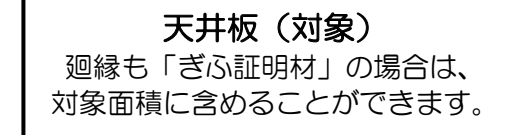
(例 2) 面積計算式の記載例



【参考資料 4】

内装木質化の対象面積とする部分

写真①



写真②



写真③



写真④



【参考資料5】申請書類記入例

様式第2号の3（交付申請書：県内改修タイプ）

◆記入しない

受付番号	改修
受付年月日	

ぎふの木で家づくり支援事業補助住宅申込書 兼補助金交付申請書（改修）

申請日：令和7年5月20日

岐阜県知事 様

【申請者】 〒00-8708
住 所 岐阜県岐阜市藪田南5丁目14番53号
ふりがな ぎふ たろう
氏 名 岐阜 太郎
連絡先(電話番号) 058-272-8487

岐阜県が実施する、ぎふの木で家づくり支援事業
1項の規定に基づき、補助金交付

◆振込先口座の名義と申請者名は原則一致させること
※連名で申請する必要はありません
※申請者と振込先の口座名義人が異なる場合は委任状が必要です

条第

1 住宅概要	施工場所	岐阜県 岐阜市-町-村 藪田南5丁目14番53号	
	工事完了日	令和7年 5月10日 <工事完了日の定義> 完了検査(建築基準法第7条第1項又は第7条の2第1項)が必要な建物は、検査済証交付日とします。 完了検査が不要な建物は、工事完了報告書(様式第6号)等に記載された工事完了日とします。	
	住宅の仕様 ※該当するものに○をつけてください	木造 鉄骨 R C 造 その他 () ※該当するものに○をつけてください	
	工事施工者名 住所 電話番号	県流建設 【住所】大垣市江崎町422-3 【電話番号】0584-73-1111	
	(問い合わせ先)	担当者：清流 太郎 (TEL: 090-1234-567)	
2 申請内容	併用の有無(国補助金等)	併用あり ・ 併用なし	
※併用ありの計算の仕方 ①+② 123,120 円 123,120×0.55=67,716 千円未満切捨→67,000 円		補助金申請額 ※併用なし(①+②) → 67,000 円(※千円未満切り捨て) ※併用あり(①+②)×0.55 ※岐阜県空き家総合整備事業費補助金の申請 有 ・ 無 (有の場合、岐阜県空き家総合整備事業費補助金の補助対象経費から、当補助金の額を減額すること)	
【内訳】※ 面積は小数点以下第1位まで表示(第2位以下切り捨て) ① 内装材使用面積(20m²以上) 51.3 m² × 2,000 円 = 102,600 円(上限140,000円) ② ①のうち、「性能表示材等」使用加算面積(20m²以上) 51.3 m² × 400 円 = 20,520 円(上限20,000円)			

「内装材使用面積計算書」の
補助対象面積と同じ数字

3 誓約・同意事項	【誓約事項】補助金申請にあたり、下記の事項を誓約します。 ・内装材に対する県の他の補助金（ただし、岐阜県空き家総合整備事業費補助金を除く）、又は利子補給とは併用しないことを確認し、誓約します。 ・要領第9条の規定により現地確認の対象となった際は、現地確認の立ち合い等県に全面的に協力することを誓約します。 ・国補助金等との併用の有無に偽りがなく、また、これに変更があった場合は変更届を提出することを確認し、誓約します。 【同意事項】補助住宅の建設に同意します。 ・本申請により県が ◆申込者（施主）が直筆で記入すること。 ※誓約・同意事項の内容を必ずお読みの上ご署名ください <申請者> 署名 岐阜 太郎																																																						
4 振込先口座	<table border="1"> <thead> <tr> <th>金融機関名</th> <th>預金種別</th> <th colspan="4">金融機関コード</th> <th colspan="3">店番</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ぎふ森林銀行 金庫組合</td> <td>※該当番号を○で囲む 1 普通 2 当座 3 その他 ()</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td colspan="9">口座番号（右詰記入）</td> </tr> <tr> <td>県庁支所出張所</td> <td></td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>9</td> <td>8</td> <td>7</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table> 氏 名 口座名義人通帳のカナ名義を記入してください。姓と名の間は1字空けてください。 濁点は1文字として記入してください。 <table border="1"> <tr> <td>カ</td> <td>キ</td> <td>”</td> <td>フ</td> <td>タ</td> <td>ロ</td> <td>ウ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	金融機関名	預金種別	金融機関コード				店番			ぎふ森林銀行 金庫組合	※該当番号を○で囲む 1 普通 2 当座 3 その他 ()	0	1	1	1	2	2	2	口座番号（右詰記入）									県庁支所出張所		0	1	2	9	8	7	6	カ	キ	”	フ	タ	ロ	ウ											
金融機関名	預金種別	金融機関コード				店番																																																	
ぎふ森林銀行 金庫組合	※該当番号を○で囲む 1 普通 2 当座 3 その他 ()	0	1	1	1	2	2	2																																															
口座番号（右詰記入）																																																							
県庁支所出張所		0	1	2	9	8	7	6																																															
カ	キ	”	フ	タ	ロ	ウ																																																	

◆通帳に複数の店舗名の記載がある場合は、取引店舗名を記載すること

<振込先口座記載時の注意事項>

①振込先口座の名義は、原則申請者本人と一致していること

※会社名等事業者の名義の口座には振り込み不可

※申請者名と別の口座に振り込みたい場合、連名で申請する場合は、委任状の提出が必要です。
(振込先はどちらか1名の口座を記入すること)

②定期預金口座は、振込先口座に指定しないこと

③(振込先口座がゆうちょ銀行の場合)

「ゆうちょ銀行間の振り込みに使用する記号・番号」ではなく、「ゆうちょ銀行以外の金融機関からゆうちょ銀行へ振り込みをする際に使用する店名・店番・預金種目・口座番号」を記入してください。

◆訂正印・二重線・修正液等での修正は認められません
訂正の際はもう一度書き直してください

内装材使用面積計算書

事業タイプ ※該当するものに○	県	◆JAS 製品の場合 JAS 区分を記入 機械等級区分構造用製材 人口乾燥構造用製材 構造用集成材	県内改修タイプ
申請者氏名	岐阜		

部材名称	樹種	規格			数量 (枚)	内装材使用面積 (m2)		ぎふ証明材 最終証明者 会社名・ 登録番号	性能表示材等認定工場名・認定番号 又はセンター検査番号 ※加算の場合記載	使用箇所 (該当箇所に○)			
		厚さ (cm)	幅 (cm)	長さ (m)			うち、性能表示材等 加算面積(m2)			JAS	床	壁	天井
床板	杉	1.5	30	1.8	80	43.2	43.2	〇〇産業(株) 第 060021 号	〇〇産業(株)第 〇〇〇号		○		
壁板	桧	1	30	0.9	30	8.1	8.1	〇〇産業(株) 第 060021 号	〇〇産業(株)第 〇〇〇号			○	

◆規格・枚数を記載するのが難しい場合（例：坪数で納品、塗り壁材を使用）は、内装材使用面積のみの記載で良い

◆「ぎふ証明材」を出荷した最終流証明者の「会社名」＋「事業者登録番号」を記載

◆「性能表示材」を使用した場合、「認定工場名」＋「認定番号」又はセンター検査番号を記載

◆どこに使用した内装材（床・壁・天井）であるか○を付ける

◆補助対象面積計算書

	補助対象面積(m2)
① 内装材使用面積	51.3
② ①のうち、性能表示材等加算面積	51.3

- 注） 1 県産材の証明となるもの（岐阜証明材推進制度による伝票の写し等）を 5 年間保管すること
 2 面積は小数点第 1 位まで記載すること（第 2 位以下切り捨て）
 3 部材名・樹種・規格が同じであっても「ぎふ性能表示材」と「JAS 製品」を混合して記載しないで、分けて別の行に記載すること。
 4 性能表示材等が JAS 製品の場合は、性能表示材等認定工場の JAS 欄に JAS 製品の区分を記入すること。

◆補助の対象となる内装仕上げ材の納品書の合計面積
 ※面積計算根拠の数字（実際使用した量）でなくてよい

【参考資料 6】 概要書（様式第 5 号）添付写真

「ぎふの木で家づくり支援事業補助住宅概要書（様式第 5 号）」には、下記の写真の添付が必要になります。

県内改修タイプ

- ① 住宅全景写真 2 枚以上（工事完了後、別の角度から撮影したもの）
- ② 内装工事の着手前及び完了後の該当箇所の写真計 4 枚以上（各 2 枚以上）

※該当箇所の着手前後がわかるよう撮影してください。

＜備考＞

- ・住宅全景および住宅内部は、工事完了後に撮影してください。
- ・写真のサイズは問いません。A 4 用紙 1 枚に 4 枚程度、写真をまとめてください。

お問い合わせ先

岐阜県林政部 県産材流通課 木造建築推進室 販路拡大係

電話 058-272-8487（直通）

FAX 058-278-2705

〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1 県庁 14 階

インターネット検索で

ぎふの木で家づくり

検索

クリック

ホームページは
こちらから

